インフォメーション

令和元年12月1日

税理士松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

給与所得控除・基礎控除の改正について

「令和2年度~」

平成 30 年度の税制改正によって、**令和 2 年分**の給与等から所得税を計算する際の控除額が変わります。

1. 給与所得控除の改正

- ① 給与所得控除額が、一律 10 万円引き下げられます。
- ② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円にそれぞれ引き下げられます。

給与等の収入金額	給与所得控除額		
たっちょう (大安)	改正前	改正後	
162.5万円以下	65万円	55万円	
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40% -10万円	
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%+18万円	その収入金額×30%+ <mark>8万円</mark>	
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%+54万円	その収入金額×20%+ 44万円	
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%+120万円	その収入金額×10%+ 110万円	
850万円超 1,000万円以下	20以入金額へ10%十120万円	195万円	
1,000万円超	220万円		

2. 基礎控除の改正

- ① 基礎控除額が、10万円引き上げられます。
- ② 合計所得金額が 2,400 万円を超える給与所得者等については、その合計所得金額に応じた 控除額が設定され、合計所得金額が 2,500 万円を超えると基礎控除の適用はなくなります。

△ ₹155/8 △ \$5	基礎控除額	
合計所得金額	改正前	改正後
2,400万円以下		48万円
2,400万円超 2,450万円以下	38万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	(所得制限なし)	16万円
2,500万円超		適用なし

3. 所得金額調整控除の創設

子育て世帯等の税負担に配慮する観点から、<u>給与等の収入金額が 850 万円を超えている人であ</u>っても、次のいずれかに該当する場合には「所得金額調整控除」を受けることができます。

- ① 23歳未満の扶養親族を有するもの
- ② 本人が特別障害者に該当するもの
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

【所得金額調整控除額の算出方法】 (最大で15万円)

給与等の収入金額(その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には 1,000 万円) から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を、給与所得金額から控除

(例) 給与等の収入金額が950万円の場合、

(950 万円-850 万円) ×10%=10 万円 (所得金額調整控除額)